

第40回前橋家庭裁判所委員会議事録

1 開催日時

令和4年12月6日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

前橋地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

大館実穂委員、小田川浩道委員、加藤真一委員、川原武男委員、坂西秀昭委員、佐々木弘道委員、西村理委員、町田京子委員、森博英委員、山本勉委員、多田尚史委員、八木貴美子委員（以上12人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 多田尚史上席裁判官（委員）

同 山本敏史次席家庭裁判所調査官

同 綱島光義次席書記官

（事務担当者）

立岡佳子首席家庭裁判所調査官、大樋裕康首席書記官、武田一幸次席家庭裁判所調査官、森田容子事務局長、清水敦子事務局次長、安仲恵美子総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 委員の交代

前回委員会以降の退任委員及び新任委員の説明があった。

(3) 新任委員の挨拶

(4) 委員長代理の指名

委員長から、佐々木弘道委員が委員長代理に指名された。

(5) 意見交換等

ア 報告

山本次席家庭裁判所調査官から、前回の意見交換事項であった「改正少年法施行後の家庭裁判所で行われる少年への教育的な働き掛け」に関し、委員からの意見に基づいた取組等について報告した。

イ 説明「家事調停手続の概要」

家事調停手続に関する DVD を視聴した後、多田委員から家事調停手続の概要について、綱島次席書記官から家事調停事件の統計について、それぞれ説明があった。

ウ 意見交換（どのような家事調停が望まれているか）

○委員長

家事調停手続のDVDをご覧いただきましたが、関心を持たれた点はありますか。

○委員

どのくらい自分の話を聞いてくれるのか、どれくらい公平なのかが気になります。思い込みのない客観的な立場で話を聞いてもらいたいと感じました。

○委員

家事調停に至るケースは、ごく一部だと想像していますが、一般的に積極的に家事調停を活用しようという動きがあるのでしょうか。

○委員長

家事調停となるケースは、全体の紛争のごく一部であり、当事者間で合意ができれば家事調停を利用する必要はありません。

ただ、当事者間で合意できず、裁判所の手続を利用して解決する形になった場合は、例えば離婚であれば、最終的に裁判所が判断する離婚訴訟を起こす前には調停を経なければならないとされていますし、遺産分割の場

合でも、裁判所の判断を求めて審判の申立てがあっても、当事者間で合意が可能かどうかを確認するために調停を先行させることが一般的です。

つまり、当事者間で合意ができる場合が圧倒的に多く、その場合、家事調停は利用されませんが、最終的に訴訟や審判で裁判所が判断する場合には、その前のステップとして家事調停を実施することになるので、当事者間で合意ができず裁判所が判断する紛争については、ほぼ100%家事調停を利用してもらうことになります。

○委員

私は、学校現場に関わっていた経験から当事者間に挟まれる子どもの立ち位置に大変関心があります。また、親権が決まった後に、親権を持たない親の方から学校側に主張されて困った経験があり、そのような場合、再度家庭裁判所に相談できるのかと疑問を持ちました。学校現場では、法的な面などの知識、意識が不十分な面があるので、家庭裁判所には、家庭の紛争解決のために引き続き御尽力いただければと思います。

○委員

子どもの場合ですと、まだ精神的にいろいろ悩んでいることが多いので、心理的なケアやフォローがあると良いと思いました。

○委員長

子どもを紛争に巻き込むような対応をしている御両親に対しては、調停委員から、子どもの精神的な負担についてアドバイスすることがあります。また、裁判所では、先ほど見ていただいたDVDとは別に、離婚に当たって子どもにどう対応すれば良いかということを紹介しているものもあり、離婚事件などでは、そのDVDの視聴を促したりしています。ほかにも、家庭裁判所調査官が子どもと会って、子どもの様子を観察することもあり、問題があれば御両親にアドバイスすることもできます。

○委員

調停には迅速性と公平性が重要だと思っています。例えば極端な例として、収入を度外視して月20万円の養育費を支払うと合意してしまうと、払う方も払えなくなってしまうし、結果的に調停が成立しても、強制執行が功を奏さないということもあるので、できるだけ具体的事情を聞いて調停を進めた方がいいのではないかと思います。

他に調停で論点になるのは、離婚後の生活をどうするかということだと思います。養育費や財産分与が問題になる場合もありますし、どちらが親権を取るかとか、子の引渡しの問題が出たときには、調査官調査をなるべく早めに行っていただければ、客観的な第三者の意見を基にまとまるケースが多いのではないかと思います。

いずれにしても、家裁の調停制度というのは司法制度の中で非常に優れた制度だと思っています。調停を利用しないで離婚が成立するケースもありますが、後で考えてみると、そのような合意形成は、非常に極端なケースであったり、最終的には養育費が支払われなかったりということが見られることがありますので、私としては、積極的に調停を利用し、かつ、代理人を付した形で行っていただければと思っています。

○委員長

調停手続では、双方当事者からよく話を聞いて、何が問題になっているのか把握することが基本になります。委員の皆様のお経験から、話を聞くに当たっての心構えや注意されていることがあれば、お聞かせください。

○委員

報道機関の場合、話したいことがある取材対象者から話を聞くときは、30分で話を聞き終えるということではなく、短くても1時間、普通の場合でも2時間ぐらい話を聞いて、それを記事にまとめることが多いです。調停では大体30分で論点を聞くということですが、時間的にその時間で聞くことができているのかと感じました。調停になるということは相当もめている

と思うので、その中で客観的事実を踏まえ、感情面にも配慮しながら話を進めていくことはとても大変だと思います。また、結論までの調停回数を目安があると思うのですが、その点を聞かせてください。

○委員長

例えば、婚姻費用や養育費は、収入や家族構成に基づいて算定する表があり、これは最高裁のウェブサイトにも掲載されています。これらの事件は結論を提示しやすい種類の事件なので、大体3回前後で合意に至ることが多いです。離婚については、調停終了までの平均回数は3回程度ですが、財産や親権でもめている場合は、長引くものもあるので、夫婦関係の事件は事案ごとに解決までの回数の差が大きい印象があります。

他に、話を聞く、傾聴する上での工夫がありますか。

○委員

生活困窮や自立支援に向けての相談の中では、30分や1時間で話を聞くのはかなり難しく、数日間にわたって話を聞き、解決しないまま数か月、あるいは、ひきこもりの方では、3年、5年と経ってしまう事案があります。

先ほど、家事調停は、簡易で、迅速で、安いという説明がありましたが、これまでは、調停手続というのは、手続が大変で、時間がかかり、費用、特に代理人の方をお願いした場合の費用がかかるのではないかと不安を感じていました。本日の説明を聞いて、家事調停は利用した方が良い制度だという思いを強くしましたので、周知をされていくのが良いと思います。

気になる点としては、調停のメリットは合意することにあるのですが、例えば離婚調停などの場合に、相手と同じ建物の中で会うことが嫌で安易に相手の言い分をのんでしまうことがあるのではないかとという点です。ウェブ調停を利用するなどして、できるだけ相手と関わらないで済むような態勢も必要と感じました。

○委員長

DV被害を受けていたなどの理由で反対当事者と会いたくないという当事者は少なくありません。事前にそのような情報があれば、双方がなるべく接触することがないように、場所や時間について配慮しています。

先ほど、限られた時間で話を聞くことの難しさについて御発言がありましたが、日頃苦勞されて、工夫されていることはありますか。

○委員

医療の現場でも、短時間での聴取はやはり難しいと思います。最初の導入の時点で、時間枠や当日の流れを示してから相談等を始めますが、やはり思いが強い方は話が止まらなくなるので、日々苦戦をしています。

自分が調停の当事者であれば、第三者として公平に対応してほしいという希望もある一方で、自分の希望を通してもらいたいとか、自分の思いを伝えたいという思いが先立つだろうと思います。今日見せていただいたDVDを当事者に事前に見てもらおうとか、あるいは、「今日はこの時間内で話し合いをするので、話したいことを事前にメモにまとめてきてください。」などと伝えることも有効かもしれません。

○委員

捜査機関では、これまで発言された委員の分野に比べても話を聞くのに時間がかかると思います。早めに相手の特性を見抜かないと時間がかかってしまい、しかも、必要な情報が手に入らないと感じています。そこで、まず、事実として知りたいことを聞き、その後、当事者あるいは関係者として、個人的に思っていることを話してもらうようにしています。また、先ほどの委員から発言があったように、事前にメモを用意してきてもらう方法は非常に有効だと思います。特に、個人的な感情や心情については、メモにまとめてもらっておくと、時間が短縮できると思います。

○委員

調停委員としては、初回の期日では、その当事者がどのような方なのか、例えば最初から結論を言って主張を続ける方なのかとか、人の話によって気持ちが揺れる方なのかとか、そういうことを考えながら、相手の話を聞いています。また、争点を絞り込んで話を聞いていくことができる人なのかとか、こちらから促すことで、御自身で考えをまとめ、結論を出していただける方なのかなども考えながら話を聞くことを心がけています。相手をしっかり見て、声の感じや、そわそわしている態度や、腕組みをしている動作などの様子を見ながら、話を聞くことが多いと思います。

○委員長

2、30分で話を区切るという点について、調停委員として気にされている点がありますか。

○委員

調停委員2人で話を聞いていきますが、一生懸命聞いていると、時間だから話を止めてほしいとなかなか言えません。そのようなとき、相調停委員が、話を違う方向に向けるように介入してくれることがあり、チームで調停を進めることの良さを感じます。

○委員長

効率的に調停を進めるためには、対立点などについて調停委員と当事者とで共通認識を持つことが重要と考えられますが、共通認識を持つための工夫などがあればお願いします。

○委員

私が以前いた部署で、私以外の相談員2人で話を聞いていました。時間は30分から1時間で、1ケースについて3回程度、2週間に1回という流れで対応していました。御自身の主張がまとまらない方もいますが、時間に限りもあるため、一番訴えたいことが何なのかを把握することをポイントとして話を聞き、来談者に確認しながら話を進めていきます。面談の終了後

は、2人の相談員に私も加わって振り返りを行い、次の面談の際は、前回の内容を確認してから進めています。

○委員長

面談を始める時に前回の振り返りを行い、問題点について当事者と共通認識を持つというお話でしたが、他に御意見はありますか。

○委員

裁判も調停も大体同じですが、調停での論点を把握して記録を残し、期日間に依頼者と相談して意見を整理したり、調停委員会から示された宿題を検討して、次回期日に臨むことが大事だと思います。依頼者の主張が通らないと感じた時には、「それは無理でしょう」とか「その主張だったら裁判所は認めてくれないでしょう」と説得し、納得してもらう形で手続を進めています。

○委員長

ありがとうございました。委員の皆様からのご意見も踏まえて、さらに今後の調停に活かしていければと思います。

エ 説明「ウェブ調停導入後の家事調停」

網島次席書記官からウェブ調停について説明があった。

オ 意見交換（ウェブ調停導入後の家事調停に何を期待するか）

○委員長

ただいま説明のとおり、家庭裁判所でもデジタル化の一環で、ウェブ調停が始まっております。ウェブ調停導入後の家事調停に何を期待するかというテーマについて意見交換を行いたいと思います。

○委員

民事裁判で実施したウェブ期日での感想になりますが、自分の事務所にいながら他県の裁判所の裁判ができるので非常に便利です。また、依頼者を事務所に呼んで同席してもらったり、待機してもらってすぐその情報を伝

達できるという面では、時間的にも節約にもなります。一方、環境の整っていない事務所、特に年齢層の高い弁護士からはウェブの利用に少し違和感があるとの声もあります。

ウェブ調停への希望としては、離婚事件の場合には、調停委員と直接面談して調停委員の人柄などが分かる機会があると良いと思います。最初からウェブ調停というよりは、1回目は対面で実施して、2回目以降にウェブ調停にするのが効果的ではないかと思っています。

○委員

出頭の負担感がなくなり、効率的になって、調停を利用したいという気持ちになる人が増えていくことを期待します。

○委員

コロナ禍になってウェブでの仕事が増えましたが、最近は、ウェブでの仕事をやらなくなっています。なぜかというと、対面の方が良い仕事ができるからです。やはりウェブだと、コミュニケーションがうまく取れず、お互い勘違いしたまま仕事を進めることがとても多いと感じています。

ウェブ調停への期待という質問に答えていないかもしれませんが、対面というのが一番優れたコミュニケーションだと思っておりまして、できる限り対面にすべきなのではないかと思っています。

DVのケースやプロ対プロの話であればウェブでも良いと思いますが、一般の方とウェブで話をするのはなかなか難しいのではないかと考えております。また、録音や録画など記録に残されているのではないかという恐れから本当のことを話せないことがあるのではないかと考えています。

○委員長

ウェブはメリットもありますが、直接対面でないことによる不便さもあるかと思っています。仕事でウェブを使う際に、注意や工夫をされている点がありますか。

○委員

時間的な短縮という意味では、確かに効果があると思うので、うまく使い分けていくことが必要だと思います。調停の回数は大体3回前後ということなので、その3回のうち、どの論点を確認するときに直接対面するかを考えていくという工夫が必要だと思います。両方うまく組み合わせて活用すれば良いと思います。

私の職場でも、広く情報共有する場としてはリモート会議などを使い、ポイントになるところは直接膝を突き合わせて話をするなどの使い分けを行っています。対面では、息遣いや発言の機微など、直接目視することで確認できるので、その部分はやはり大事にしていきたいです。要は、直接対面とウェブをうまく使い分けながら効率性を追求していくことだと思います。

○委員

私の経験からいうと、事件の取材では、直接会うことによって、視線や雰囲気、うそをついていないかなど、表情から感じることが多いです。そう考えると、信頼を築く上で、最初は対面で、その後の具体的な日程など実務的な話のときはウェブで構わないと思いますが、事情を把握するための聴き取りは対面が一番良いのではないかと思います。会って話を聞くというのが、相手の信頼も得られて良いと私は感じています。

○委員

先ほど話のあった録音・録画についてですが、基本的に、裁判所では録音、録画禁止ということは当事者に徹底されていますので、一般論として、ウェブ調停の音声や映像がどこかに流れたりということはないと思います。

○委員長

録音、録画を含めて、プライバシーの問題もデジタル化になると重要な問題になると思いますが、その観点でのご意見はありますか。

○委員

やはりどうしても、情報の漏洩であるとか、情報セキュリティには敏感に反応せざるを得ない時代だと思っています。今、ウェブ調停が行われているのは、裁判所と法律事務所を結んでという前提でいいのですか。

○委員長

現在は、裁判所と双方の法律事務所を結んで行っています。先行して行われている民事裁判は、弁護士がついている事件が圧倒的に多いので、基本、弁護士同士がウェブ会議に参加するという形になりますが、家事調停では、弁護士がついている事件は半数に満たないので、ウェブ調停を広めていくためには、本人のみの手続にも広げていく形になると考えています。先行している四つの家庭裁判所では、既に弁護士代理人がつかない本人のみの調停手続についてもウェブ調停が利用されていますので、セキュリティの問題は、今後、より大きくなっていくのかとっております。

○委員

弁護士が入っている案件であれば安心できるけれど、そうでない場合は、懸念の一つとして、利用するサイドとしてはプライバシーの問題が出てくる気がします。あとやはり、先ほど来話題に出ているように、対面でのものと、画面を通したものでは、情報の伝達力は相当違ってくるだろうという気がしています。そうすると、例えば、伝えたいことが当事者に本当に全部伝わったのか、理解してもらって納得が得られているのかなどの面で、かなり影響が出る気がするので、対面のとき以上に丁寧に、情報の収集やコミュニケーションを図らないといけない、そういう制度になるという印象は持っています。

○委員

精神科領域では、ウェブでの診察は、まだほとんど行われていません。特に精神科の診察は、御本人が診察室に入ってくるときの歩き方とか、全体の情報を総合して見立てをしたりするので、初診で、全くの初対面でいきなり

ウェブ診察というのは、現実的ではない気がしています。ある程度信頼関係ができている人同士であれば、ウェブで面接したり、会議をしたりというのは、やりやすいのかと思います。ただ、ウェブの会議では、発言のタイミングだとか、皆さんの空気を読むということができないので、どうしてもうまくできない面が出てきてしまうと思います。

一方で、今、対面では必ずマスクをしなくてはいけないので、相手の顔が目しか分からないという点では、逆に、ウェブであれば自宅などでマスクを外して顔全体の表情が見やすくなるメリットはあると思います。

ウェブの利用は、一長一短、メンタル面を見ても、両方はらんでいると感じています。

○委員

私が管轄している療育相談のほうでも、やはり対面で行うメリットが非常に多くて、相談室に入ってくるお母さんのしぐさ、表情、動き方などの情報を得ることができます。また、面談ではお子さんも一緒ですので、虐待事案に関わるようなことがないかどうか、非常に緊張感を持って対面で面談しています。

ウェブについては、試みとしてお母さんに相談員とは別の建物に設けたブースからリモートで参加していただいたことがあります。メリットとしては、コロナの対策になるということと、マスクを外して表情をつかみやすいこと、安心感を与えられることが良かったです。

大学では、1年前はほとんどリモートで授業をしておりました。ただそうになると、学生の状況の把握が非常に難しく、そのうちリモート授業に参加できなくなる学生も出てきているものですから、全てリモートというのはなかなか厳しいと感じました。今は、対面もリモートもあるハイブリッド方式を採用しております。

○委員

調停委員としてまだウェブ調停の担当経験はないのですが、DV事案等においては、何かあったら大変と神経を遣っているので、ウェブ調停はとて良いと考えています。また、子どもを連れて実家に帰ってから調停を申し立てるようなケースでは、初回は出頭してもらい、その後は電話会議で調停をしていました。ウェブ調停でも、1回はやはり実際にお会いして、調停委員のことを分かってもらい、調停委員としても、当事者の方がどんな方かを知ることができればと思います。その後は、子どもを連れてくるのが難しいときや、遠方に住んでいて調停を弁護士に任せざるを得ない場合などには、ウェブは便利なものなのではないかと感じました。

○委員長

今、裁判所で、デジタル化の一つとしてウェブ調停が始まっているわけですが、今後、他の家事事件手続についてもデジタル化が進んでいきます。委員の皆さんの仕事でデジタル化を進めるにあたって、参考となるご意見などはありますか。

○委員

福祉の分野は、特にデジタル化が遅れている分野ですが、コロナ禍の中で否応なしに進めざるを得ませんでした。やってみると、セミナーや研修に今まで想定しなかった人数が参加していただけるようになったというメリットはあります。ただ、相談自体はなかなか進みません。やはり、相談者から包括的にお話を聞かせていただいて支援を行う部分は難しいです。また、お越しになれない方には、福祉の分野では、できるだけアウトリーチで自宅を訪問する取組を進めています。特に個別支援の部分でのデジタル化はなかなか進みにくいと思っています。

業務でウェブを使う場合でも、ネットワークを使うとセキュリティの脆弱さを突かれる場合があるためかなり気を使っていて、個人情報をお話する場合は、できるだけ個人が特定されないように、個人情報の内容は話さない

ようにと気を使っているのです、そこも一つ課題になるかなと思っています。

ウェブ調停は、活用した方がいい人には活用してもらいたいと思います。ただ、ウェブにはメリット、デメリットや、それぞれの当事者の思いもあるので、希望する人にはウェブで参加していただくというような形にすれば、より活用しやすい状況になっていくと思っています。

○委員

ウェブの使い方について言うと、例えば、画面に映る自分の姿を中心に置かないとか、相手に対してジェスチャーを加えながら話すとか、動きをつけて相手に近くで話しているような雰囲気を作っていくとか、やりようもあるのかと思います。実際に、リモートで会議するとき、講師のときなどは相手の表情から話がきちんと伝わっているのかどうか分からないと感じ、壁にぶち当たるわけですが、受け手と聞き手が、映り方からいろいろ工夫していくと、リモートの機能が向上するのではないかと思います。マスクを外せば表情が見えるとか、いろんな工夫があると思いますが、そういった細かいところから工夫をしていくと、効果を上げられるのではないかと思います。

○委員

デジタル化に当たっての一番大きい問題は、各弁護士事務所によって非常に温度差があることです。私の事務所では、過去十何年分の記録などをデータにしてクラウドに上げる作業をやっているのですが、コストがかかる上、時間もすごく取られていて、専門の職員が最低半年間ぐらいその作業にかかりきりになっています。しかも、ある程度のIT関係の能力がある人間でないと難しいということも分かってきています。

デジタル化を推進することが相当大変な弁護士事務所があるということは御理解いただきたいですし、特に年齢層の高い世代の弁護士には非常に難しい問題ではないかと思っております。

○委員長

家事事件もいずれ電子申立でも可能になると思います。記録の電子化についてはこれから決まっていくことも多いですが、皆様の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

今日のテーマである、これからの家事調停について、貴重な御意見をたくさんいただきありがとうございました。

(6) 次回期日の指定

令和5年7月11日午後1時30分

(7) 閉会

以上